

平成21年6月19日  
厚生労働省

## 医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（改定版）

### 1. 基本的考え方

平成21年5月22日付け厚生労働省「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」について、諸外国の患者発生状況、これまでの我が国の患者発生状況等にかんがみ、以下のよう  
に改定する。

#### （諸外国の患者発生状況）

今回の新型インフルエンザ（A/H1N1。以下同じ。）については、現在においても感染者数は増加しており、特にこれから冬を迎える南半球において増加が著しい。平成21年6月12日（日本時間）、世界保健機関（WHO）は感染状況について異なる複数の地域（大陸）の国において地域（コミュニティ）での持続的な感染が認められるとして、2009年改訂ガイドラインに基づくWHOフェーズ分類を6とし、世界的なまん延状況にあると宣言した。その上で、WHOは加盟国に対し、引き続き警戒を求めるとともに、社会経済的混乱を招かないよう各国の状況に応じて柔軟に対応することを求めている。

#### （我が国の患者発生状況と今後の見通し）

我が国における感染の状況については、一部地域において、海外渡航歴のある者が端緒となる散発事例と学校における集団発生事例、さらにこれ以外にも散発事例がいくつかの都道府県で見られている。これらの事例について感染拡大防止のための調査や健康観察などを行っている。

しかし、外国との交通が制限されていないことや南半球をはじめとする諸外国での感染状況の推移を見ると、海外からの感染者の流入を止めることはできず、今後とも、我が国においても、患者発生が続くと考えられる。さらに、一部に原因が特定できない散発事例が発生していることを見ると、秋冬に向けて、いつ全国的かつ大規模な患者の増加を見てもおかしくない状況であると考えられる。

今回の新型インフルエンザの特性として、基礎疾患を有する者等は重症化の可能性が高いとの報告がある。今後、患者数の増加に伴い、基礎疾患のある者で重症患者が増加する可能性があり、これに対応しなければならぬ。

### (基本的考え方)

新型インフルエンザについては、現在の感染状況を見ると、感染拡大防止措置による患者の発生をゼロにするための封じ込め対応は、既に現時点では困難な状況である。

したがって、秋冬に向けて国内での患者数の大幅な増加が起こりうるという観点に立ちつつ、患者数の急激で大規模な増加をできるだけ抑制・緩和することにより社会活動の停滞や医療供給への影響を低減させる。また、ほとんどの者は軽症のまま回復しているが、一部の基礎疾患を有する者等は重症化することが分かっている。したがって、軽症の人が自宅療養を行うこと等により、患者数の増加に伴い増えると考えられる医療機関の負担を可能な限り減らし、重症患者に対する適切な医療を提供することを目指すことが必要である。

また、患者の把握についても、個々の発生例ではなく、患者数の大幅な増加の端緒となる事例や全国的な傾向を的確かつ速やかに探知し、対策につなげていくことが必要である。

さらに、患者数の急激で大規模な増加を見てから、対策の変更を講じることが、現場の混乱を引き起こしかねない。現時点を、感染拡大防止措置により患者の増加を抑制しつつ、秋冬の事態に対応するための準備の期間と位置付け、仮に患者が急増した場合でも、社会的な混乱が最小限となるよう体制を整えていくことが必要である。

このような観点から、以下の考え方にに基づき、2以下に述べる対策を速やかに講じるものとする。

- ① 重症患者数の増加に対応できる病床の確保と重症患者の救命を最優先とする医療提供体制の整備
- ② 院内感染対策の徹底等による基礎疾患を有する者等の感染防止対策の強化

- ③ 感染拡大及びウイルスの性状の変化を可能な限り早期に探知するサーベイランスの着実な実施
- ④ 感染の急速な拡大と大規模かつ一斉の流行を抑制・緩和するための公衆衛生対策の効果的な実施

なお、これまでは感染者・患者の発生した地域を大きく「感染の初期、患者発生が少数であり、感染拡大防止に努めるべき地域」と「急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域」の2つのグループに分けて指針の運用を行ってきたが、このグループ分けを廃止する。

## 2. 地域における対応について

### (1) 発生患者と濃厚接触者への対応

#### ① 患者

原則として患者（患者と疑われる者を含む。）については、医師の指示等に従い、入院措置ではなく、新たな感染者をできるだけ増やさないよう、外出を自粛し、自宅において療養する。なお、感染拡大のおそれがある場合などについては必要に応じて入院させることも可能とする。

基礎疾患を有する者等\*に対しては、早期から抗インフルエンザウイルス薬の投与を行う。そのうち、重症化するおそれがある者については優先的にPCR検査を実施し、必要に応じて入院治療を行う。なお、医師の判断に資するため、厚生労働省において、医療従事者に対して、随時、最新の科学的知見等を情報提供することとする。

#### ② 濃厚接触者

患者の濃厚接触者に対しては、都道府県等は、外出自粛など感染拡大防止行動の重要性をよく説明し協力を求めるとともに、一定期間に発熱等の症状が出現した場合、保健所への連絡を要請する。学校等の集団に属する者であって、複数の患者が確認された場合は、必要に応じて積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者を特定する。

基礎疾患を有する者等で感染を強く疑われる場合については、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を医師の判断により行う。さらに、医療従事者や初動対処要員等のうち基礎疾患を有する者については、それらの者がウイルスに暴露した場合には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。その上で、感染した可能性が高くない場合には、職務の継続を可能とする。

\* 基礎疾患を有する者等:新型インフルエンザに罹患することで重症化するリスクが高いと考えられている者をいう。通常のインフルエンザでの経験に加え、今回の新型インフルエンザについての海外の知見により、以下の者が該当すると考えられる。

妊婦、幼児、高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性心疾患・代謝性疾患(糖尿病等)・腎機能障害・免疫機能不全(ステロイド全身投与等)等を有しており治療経過や管理の状況等を勘案して医師により重症化へのリスクが高いと判断される者等。

## (2) 医療体制

発熱相談センターは、受診する医療機関が分からない人への適切な医療機関の紹介、自宅療養している患者への相談対応等、電話による情報提供を行う。具体的な発熱相談センターの運用については、地域住民がどのような情報を必要としているか等に応じて都道府県等において決定する。

外来部門においては、今後の患者数の増加に対応するために、現在、発熱外来を行っている医療機関のみならず、原則として全ての一般医療機関においても患者の診療を行う。その際、発熱患者とその他の患者について医療機関内の受診待ちの区域を分ける、診療時間を分けるなど発熱外来機能を持たせるよう最大の注意を払う。特に、基礎疾患を有する者等へ感染が及ばないように十分な感染防止措置を講ずる。また、公共施設、屋外テント等の医療機関以外のところに外来を設置する必要性は、都道府県等が地域の特性に応じて検討する。

入院については、原則として実施せず自宅療養とするが、重症患者については、感染症指定医療機関以外の一般入院医療機関においても入院を受け入れる。その場合も、医療機関は院内感染防止に配慮した病床の利用に努める。都道府県は、地域の実情に応じて病床を確保する。

都道府県は、特に新型インフルエンザに感染した際のリスクが高いと考えられる者を守るため、都道府県の判断により発熱患者の診療を原則行わない医療機関（例えば透析病院、がん専門病院、産科病院等）を定めることができる。

### （３）学校・保育施設等

学校・保育施設等で患者が発生した場合、当該学校・保育施設等の児童・生徒等を感染から守るために、都道府県等は、当該学校・保育施設等の設置者等に対し、必要に応じ臨時休業を要請する。

なお、感染拡大防止のため特に必要であると判断した場合、都道府県等は、患者が発生していない学校・保育施設等を含めた広域での臨時休業の要請を行うことは可能である。

大学に対しては、都道府県等は、必要に応じ、休業も含め、できる限り感染拡大の速度を遅らせるための運営方法の工夫を要請する。

## 3. サーベイランスの着実な実施

### （１）感染拡大の早期探知

新型インフルエンザの集団における患者発生を可能な限り早期に探知し、感染の急速な拡大や大規模な流行への発展の回避を図る。

このため、保健所は、全ての患者（疑い患者を含む）を把握するのではなく、放置すれば大規模な流行を生じる可能性のある学校等の集団に属する者について、重点的に把握を行う。また、同一集団内で続発する患者についても把握を行う。この変更にあたっては、円滑な移行期間を経て、速やかに実施する。

地方衛生研究所は、これらの疑い患者の一部からの検体に対し、確認検査を実施し、新型インフルエンザと確定した場合には、医師は、保健所への届出を行う。

あわせて、保健所においては、従来から学校等におけるインフルエンザの集団発生につながる出席停止や臨時休業の状況を把握しているが、今後は、より迅速に把握する。

都道府県等では、これらの結果等を国へ報告するとともに、患者への対応、濃厚接触者への対応等を含め、必要な感染拡大防止対策を実施する。

## (2) 重症化及びウイルスの性状変化の監視

入院した重症患者の数を把握するとともに、予め定められた病原体定点医療機関からインフルエンザ患者の検体提出を受け、地方衛生研究所及び国立感染症研究所において、病原性や薬剤耐性など、ウイルスの性状変化に対する監視を実施する。

その結果、性状の変化が見られた場合には、その結果を公衆衛生面、医療面等における対応への的確に反映させる。

## (3) インフルエンザ全体の発生動向の的確な把握

予め定められた定点医療機関におけるインフルエンザ患者の発生状況の保健所への報告に基づき、インフルエンザ全体の発生動向を的確に把握し、医療関係者や国民へ情報提供する。

## 4. 検疫

現状では既に世界的なまん延状況にあるとの認識の下、今後の検疫の方針を入国者全員への十分な注意喚起と国内対策の変更に応じた運用へ転換する。

全入国者に対して、検疫ブースの前で呼びかけを行うとともに、新型インフルエンザに関する注意を記載した健康カードを配布し、個人としての感染予防に留意するよう周知するとともに、発症した場合には医療機関を受診するようさらに周知徹底する。

有症者の把握については、事前通報があった場合の状況に応じて、機内検疫を継続実施するほか、機内アナウンスの強化等による自己申告への協力依頼を継続する。

検疫で判明した有症者（同一旅程の集団から複数の有症者が認められた場合を除く）については、原則、新型インフルエンザのPCR検査を

行わず、症状に応じたマスク着用や可能な限り公共交通機関を使わないなどにより帰宅（自宅療養）させる。

同一旅程の集団から複数の有症者が認められた場合には、検疫所において確認のため新型インフルエンザのPCR検査を実施し、陽性の場合には本人に連絡し医療機関受診を勧める。この場合、当該同一旅程の他の者については、住所地等を確認の上、都道府県等に対して、情報提供を行う。都道府県等は、この者に対し、外出自粛など感染拡大防止行動の重要性をよく説明し協力を求めるとともに、一定期間に発熱等の症状が出現した場合、保健所への連絡を要請する。

## 5. 更なる変化に備えて

秋冬に向けて起こりうる国内の患者数の大幅な増加に対応する準備とともに、実際に、患者数が大きく増加したときの適切かつ迅速な対応をさらに検討していくことが必要である。

特に入院医療について、患者が適切な医療を受けられない事態を回避するため、より重症者に限定した入院医療の提供など具体的な対策を検討し明らかにしていく必要がある。

サーベイランスについては、感染拡大の早期探知の取組を停止し、定点医療機関における発生動向の把握等に特化するとともに、病原性や薬剤耐性などの変化を見るため病原体サーベイランスを継続するなど、状況に応じた対応を行う。

また、ウイルスの性状に変化が見られ、病原性の増大や薬剤耐性の獲得が生じた場合は、本運用指針の見直しを検討する。

# 医療の確保、検疫、学校、保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針(改定の概要)

平成21年5月22日付け運用指針(旧)		改定 (平成21年6月19日付け運用指針)(新)
考 基 本 的	①感染のさらなる拡大の防止 ②特に、基礎疾患を有する者等の重症化の防止	
	(1)感染拡大防止地域(感染初期、患者発生少数)	(2)重症化防止重点地域(急速な患者数の増加)
接 触 者 へ の 対 応	○患者:感染症指定医療機関等への入院、服薬。  ○濃厚接触者: 外出自粛の要請、予防投与、健康観察。 ○医療従事者や初動対処要員等: 感染可能性が高い場合、予防投与。	○基礎疾患を有する者等:初期症状が軽微であっても優先して入院治療。 ○基礎疾患を有する者等か明確でない者:重症化の兆候が見られる場合、速やかに入院治療。 ○軽症者:自宅療養、健康観察。 ○自宅療養する軽症者の家族(基礎疾患有り): 予防投与 ○医療従事者・初動対処要員等(基礎疾患有り): 感染可能性が高い場合、予防投与。
医 療 体 制	○インフルエンザ様症状が見られた場合には、発熱相談センターに電話で相談、指示された発熱外来を受診。	○対応可能な一般の医療機関においても、発熱外来の機能を果たすとともに、患者の直接受診を行うことが可能。  ○外来:一般の患者と新型インフルエンザ患者の入口等・診療時間帯を分けるなど最大の注意。  ○入院:一般病院においても重症患者のための病床を確保。
学 校 ・ 保 育 施 設 等	○学校・保育施設等:必要に応じて、市区町村の一部又は全部、都道府県の全部での臨時休業を要請(一週間ごとに継続の可否を検討)。解除後は患者発生時に個別に臨時休業を要請。  ○大学:感染が拡大しないための運営方法の工夫を要請。	○学校・保育施設等:患者が多く発生した場合、設置者等の判断で臨時休業。  ○大学:感染のスピードを遅らせるための運営方法の工夫を要請。
サ ー ベ イ ラ ン ス 等	【患者が発生していない地域】 ○インフルエンザ様症状を有する者の増加等が見られる場合、PCR検査を積極的に活用。  【一定以上患者が発生している場合】 ○PCR検査に優先順位をつけて運用。(患者未発生地域からの検体の優先的な実施等。)	○ 今後は、新型インフルエンザ発生地域等において患者との接触が強く疑われ、かつ、発熱等の症状がある者にPCR検査を優先実施。季節性インフルエンザのサーベイランスを強化し、新型インフルエンザの発生動向を捉える。
検 疫	○ブース検疫(※ただし、検疫前の通報において、明らかに有症者がいる場合は、状況に応じ、機内検疫を行う。) ○患者を確認した場合は、引き続き隔離措置。 ・濃厚接触者:外出自粛の要請等、より慎重な健康監視。居住地等の都道府県等に速やかに連絡。 ・その他の同乗者:健康監視の対象としない。健康状態に異常がある場合は、発熱相談センターへの連絡を徹底。	
①重症患者数の増加に対応できる病床確保、重症患者救命が最優先の医療提供体制の整備 ②院内感染対策の徹底等による基礎疾患を有する者等の感染防止対策の強化 ③感染拡大及びウイルスの性状の変化の早期探知のためのサーベイランスの着実な実施 ④感染の急速な拡大と大規模一斉流行の抑制・緩和のための公衆衛生対策の効果的な実施  地域をグループ分けせず、地域の実情に応じて対応。		
○患者:原則として、外出を自粛し、自宅で療養。健康観察。 (感染拡大のおそれがある場合、必要に応じて入院させることも可能。) 基礎疾患を有する者等:早期から抗インフルエンザウイルス薬を投与した上で、重症化するおそれがある者については優先的にPCR検査を実施し、必要に応じ入院治療。 基礎疾患を有する者等か明確でない者:重症化の兆候が見られる場合、速やかに入院治療。 ○濃厚接触者:外出自粛などの協力要請、一定期間に症状が出現した場合は保健所への連絡を要請。 ○医療従事者・初動対処要員等(基礎疾患有り):ウイルス暴露の場合は、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与。感染の可能性が高くなければ職務継続可能。		
○発熱相談センター:受診する医療機関がわからない人への適切な医療機関の紹介、自宅療養患者への相談対応等の情報提供。 ○外来部門:原則として全ての一般医療機関において診療。発熱患者とその他の患者の待合い区域を分ける、診療時間を分けるなど院内感染対策を徹底し、基礎疾患を有する者等への感染を防止。 ○入院について:原則として入院措置は実施せず自宅療養。感染症指定医療機関以外においても重症患者の入院を受入れ。都道府県等は重症患者のための病床を確保。 ○都道府県は、発熱患者の診療を原則を行わない医療機関(透析・がん専門・産科病院等)を定めることができる。		
○学校・保育施設等:患者が発生した場合、都道府県等は、必要に応じ臨時休業を要請。 ※ 感染拡大防止のため、特に必要がある場合、都道府県等は広域での臨時休業の要請が可能。 ○大学:感染のスピードを遅らせるための運営方法を工夫するよう要請。		
サーベイランスの着実な実施。 ○感染拡大の早期探知:集団発生を可能な限り早期に探知。感染の急速な拡大や大規模な流行への発展の回避を図る。全ての患者(疑い患者を含む)ではなく、集団発生の場合について保健所へ届出。感染状況に応じて地衛研で確認検査。また、学校等の休業状況等をより迅速に保健所で把握。都道府県等はこれらの結果等を国へ報告。患者・濃厚接触、者への対応等を含め感染拡大防止対策を実施。この変更にあたっては、円滑な移行期間を経て速やかに実施。 ○重症化及びウイルスの性状変化の監視:入院した重症患者数を把握。病原体定点医療機関からの検体により地衛研・感染研でウイルスの性状変化を監視。 ○インフルエンザ全体の発生動向の的確な把握:定点医療機関からの保健所への報告に基づき、インフルエンザ全体の発生動向を的確に把握、医療関係者や国民に情報提供。		
入国者全員への十分な注意喚起、国内対策の変更に応じた運用へ転換。 ○全入国者に検疫ブース前で呼びかけ、健康カード配布、発症した場合は医療機関を受診するよう周知。 ○事前通報の状況に応じて機内検疫を実施、有症者の把握。 ○有症者は、原則、新型インフルエンザのPCR検査を行わない。症状に応じ、マスク着用などを行い、帰宅(自宅療養)させる。 ○同一旅程の集団から複数の有症者が認められた場合は、PCR検査を実施し、陽性の場合、医療機関受診を勧める。当該同一旅程の他の者は、住所地等を確認し、都道府県等に情報提供。		

※「更なる変化に備えて」今後、実際に患者が大きく増加したとき、ウイルスの性状が変化したときにおけるさらなる検討。



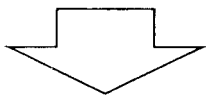
# 医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針(改定版)

平成21年6月19日 厚生労働省

## 1. 基本的考え方

### [諸外国の患者発生状況]

- 感染者数は増加、特に南半球において増加が著しい。
- 6月12日(日本時間)、WHOは、WHOフェーズ分類を6とし、世界的なまん延状況にあると宣言。
- WHOは加盟国に対し、①引き続きの警戒と、②社会的経済的混乱を招かないよう柔軟な対応を求めている。

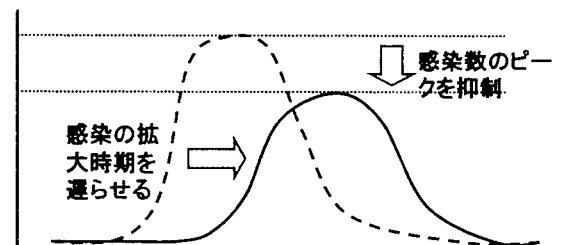


### [我が国の患者発生の見通し]

- 海外からの感染者の流入を止めることはできず、今後とも、患者発生が続くと考えられる。
- 一部に原因が特定できない散发事例が発生、秋冬に向けていつ全国的かつ大規模な患者増加を見てもおかしくない状況。
- 基礎疾患を有する者等で重症患者が増加する可能性があり、これに対応することが必要。

**[基本的考え方]**～秋冬に向けて国内での患者数の大幅な増加が起こりうるという観点に立ちつつ、以下の方向を目指す

- ① 患者数の急激で大規模な増加をできるだけ抑制・緩和し、社会活動の停滞や医療供給への影響を低減



- ② 医療機関の負担を可能な限り減らし、重症患者に対する適切な医療を提供
- ③ 患者の把握については、個々の発生例ではなく、患者数の大幅増の端緒等を探知し、対策につなげる
- ④ 現時点を準備期間と位置付け、秋冬の社会的混乱が最小限となるよう体制整備



- ① **重症患者数の増加に対応できる病床の確保と重症患者の救命を最優先とする医療提供体制の整備**
- ② **院内感染対策の徹底等による基礎疾患を有する者等の感染防止対策の強化**
- ③ **感染拡大及びウイルスの性状変化を早期に探知するサーベイランス**
- ④ **感染の急速な拡大と大規模かつ一斉の流行を抑制・緩和するための公衆衛生対策**

2 ※ 従来の運用指針のような地域のグループ分けを廃止

## 2. 地域における対応について

### (1) 発生患者と濃厚接触者への対応

#### ○ 患者

→ 入院措置ではなく、外出を自粛し、自宅で療養

#### ○ 基礎疾患を有する者等

→ ・ 早期から抗インフルエンザウイルス薬の投与  
・ 重症化するおそれがある者については優先的にPCR検査を実施し、入院治療を考慮

#### ○ 学校等の集団で複数の患者が確認された場合

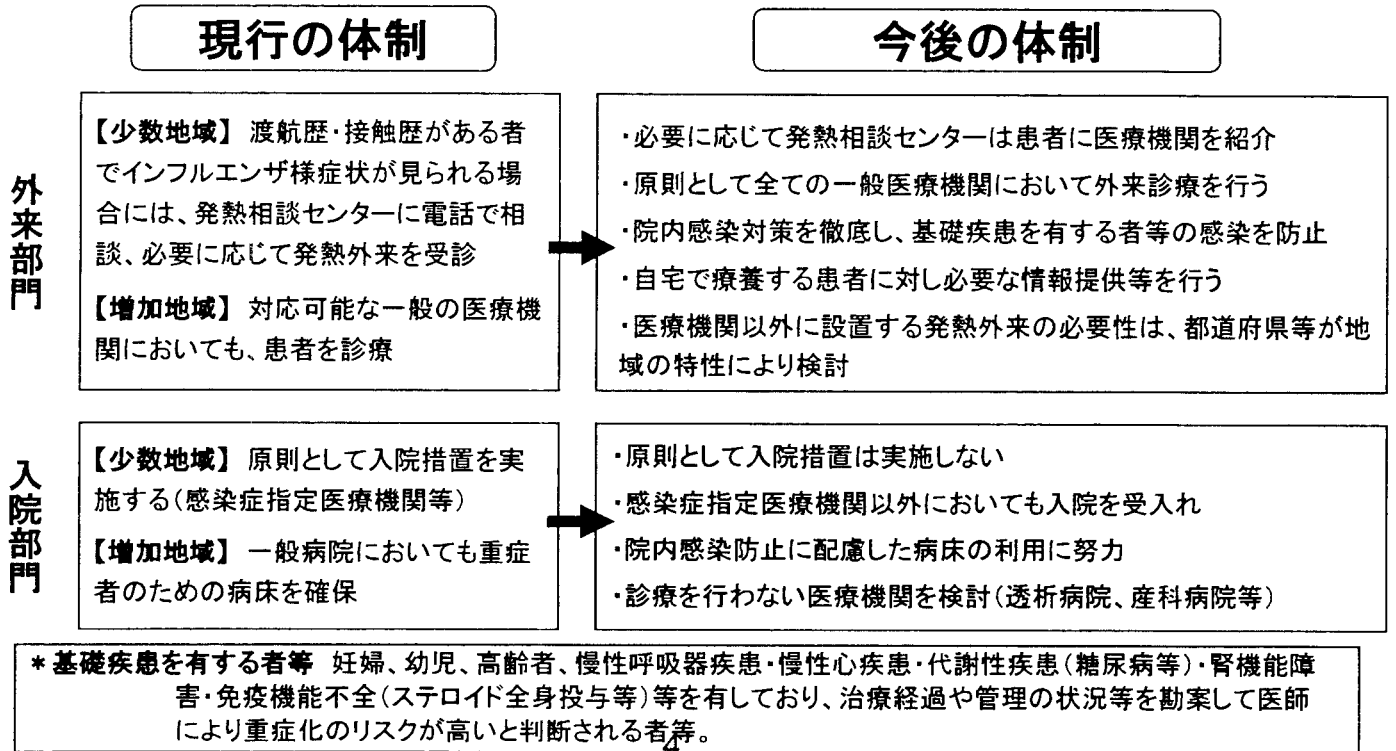
→ 必要に応じ積極的疫学調査

#### ○ 医療従事者・初動対応要員等(基礎疾患有り)

→ ・ ウイルス暴露の場合は予防投与  
・ 感染の可能性が高くなければ職務継続可能

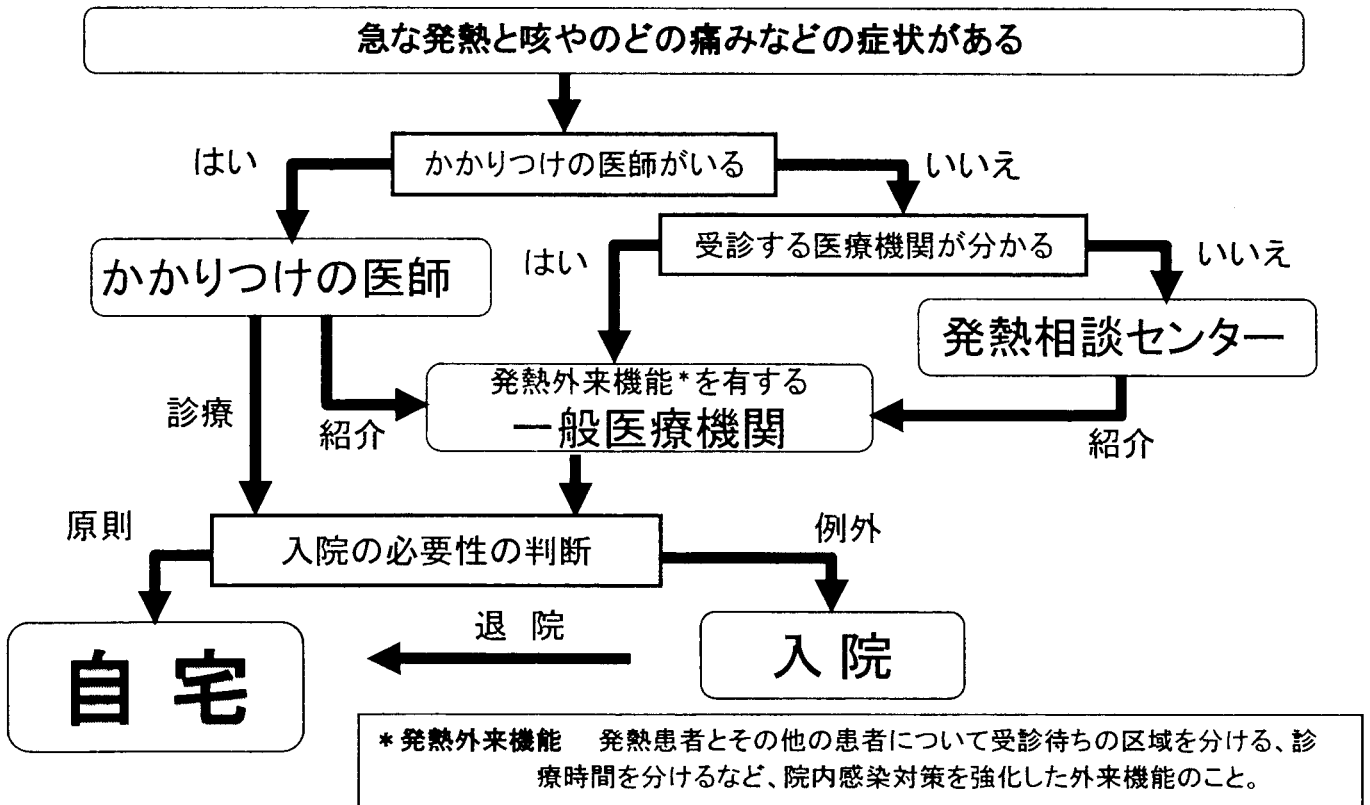
## (2) 医療体制

基礎疾患を有する者等\*が感染した場合には重症化する可能性が高まるため、院内感染対策を徹底してこれらの者を守ることを周知。



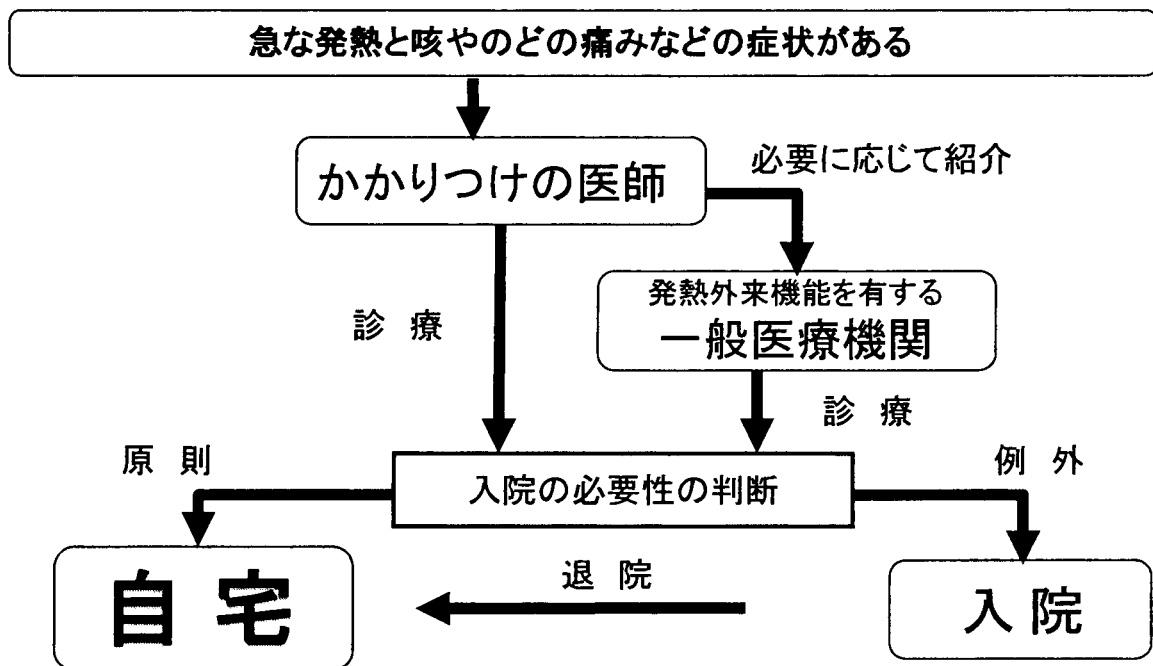
## (2) 医療体制

### 発熱患者の受診の流れ(基礎疾患を有する者等でない場合)



## (2) 医療体制

### 発熱患者の受診の流れ(基礎疾患を有する者等の場合)



6

## (3) 学校・保育施設等

患者発生

### ○ 学校・保育施設等

→ 都道府県等は必要に応じ、**臨時休業**を要請。

※ 感染拡大防止のため特に必要があれば、広域での臨時休業の要請が可能。

### ○ 大学

→ 都道府県等は感染拡大の速度を遅らせるための**運営方法の工夫**を要請。

7

### 3. サーベイランスの着実な実施

～目的を明確化し、的確な対応へとつなげるサーベイランスの実施

#### 目的

国内外に新型インフルエンザの患者が多数確認されている現況を踏まえ、感染の一定の発生は避けられないことを前提としつつ、以下の2点を可能な限り早期に察知。

- ① 個人の感染の発生ではなく、集団における患者発生
- ② 病原性の変化

#### 現状

#### 今後

#### (1) 感染拡大の早期探知

○個人単位での感染を早期に探知し、全数を把握(疫学情報を加味)

より現実的で効果的な方式への転換

○集団での感染を早期に探知し、感染状況を的確に把握

○学校等の休業状況の把握

迅速化

○学校等の休業状況の迅速な把握

#### (2) 重症化及びウイルスの性状変化の監視

○全数を把握し、個々の患者の治療経過を把握

重点化

○入院患者(重症者)の数を把握

○新型インフルエンザウイルスの変異の解析(約500の病原体定点医療機関)

#### (3) 全体の発生動向の的確な把握

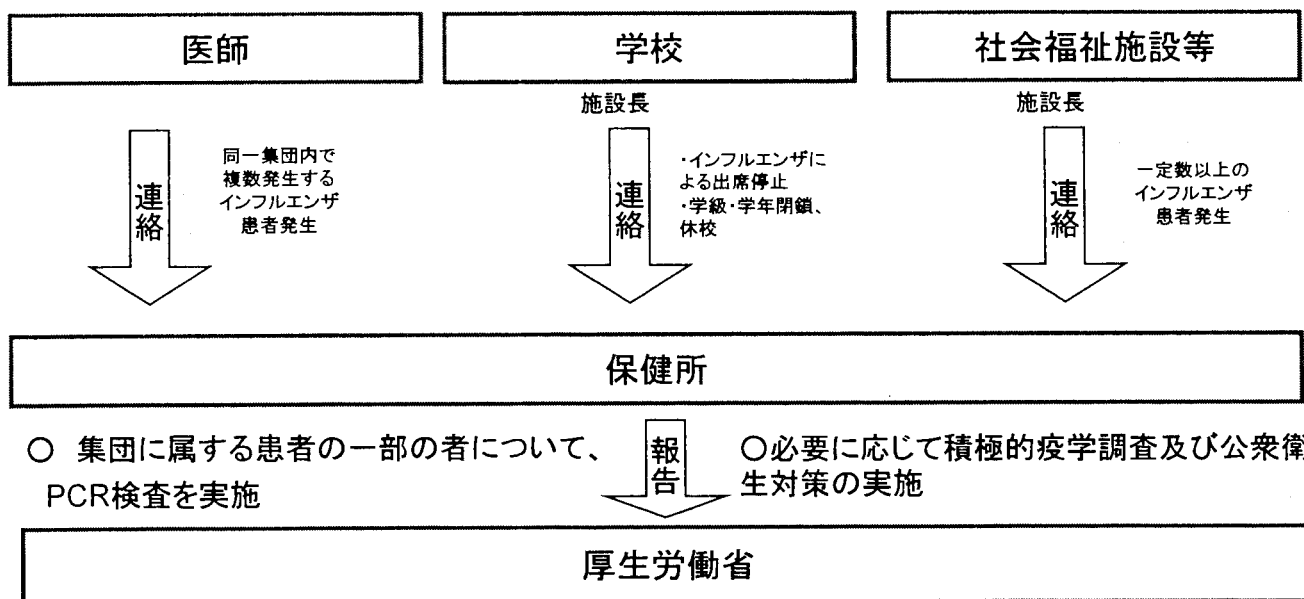
○インフルエンザ患者数(新型および季節性)の把握 (約5000の定点医療機関)

8

### 集団発生を把握するためのサーベイランスの着実な実施

複数のルートから、同一の集団における一定数以上のインフルエンザ患者(疑われる者も含む)を把握し、保健所への連絡を徹底し、PCR検査等により新型インフルエンザの集団発生を早期に探知。

#### 連絡・必要な対応の徹底



## 4. 検疫

項目	現行	変更後
呼びかけ ・健康カード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ まん延国からの航空機については、機内で有症者に申し出るよう呼びかけ</li> <li>・ 全入国者に健康カード配布（健康管理、発症時の発熱相談センターへの連絡を周知徹底）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全入国者に対し、検疫ブースの前で呼びかけを実施</li> <li>・ 全入国者に対し、事後的に症状を自己確認できるよう改訂した健康カードを配布（発症した場合には一般の医療機関を受診するよう周知徹底）</li> </ul>
PCR検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 迅速診断キットで陽性等の場合に、PCR検査を実施</li> <li>・ 結果判明まで有症者は医療機関にて待機</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有症者には、原則、PCR検査は実施せず、マスク着用等を行った上で帰宅</li> <li>・ 同一旅程の集団で複数の有症者の場合、PCR検査を実施し、陽性の場合、本人へ連絡し、医療機関の受診勧奨</li> </ul>
濃厚接触者の健康監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全便機内ですべての乗客に健康状態質問票を配布し、検疫ブースにて回収</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記有症者以外の同一旅程の者について、当該自治体に情報提供</li> </ul>

10

## 5. 更なる変化に備えて

- 秋冬に向けて、患者数が大きく増加した場合の準備とともに、対応の更なる検討が必要。

具体的には・・・

- **入院医療** → 重症者に限定した入院医療の提供など

- **サーベイランス**

- 感染拡大の早期探知の取組を停止

- ・ 定点医療機関における発生動向の把握等に特化

- ・ 病原体サーベイランスにより病原性・薬剤耐性変化を把握

- ウイルスの性状変化により病原性の増大や薬剤耐性の獲得が生じた場合

本運用指針の見直しを検討

事務連絡

平成21年6月30日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部局 御中  
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省老健局総務課

社会福祉施設等における新型インフルエンザに係るクラスター（集団発生）  
サーベイランスの協力について

標記については、平成21年6月19日付け事務連絡「新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応について【更新】」（厚生労働省健康局結核感染症課、雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名。）の4において、社会福祉施設等における集団発生を把握するためのサーベイランスの着実な実施の具体的内容について後日お知らせすることとしておりましたが、今般、別添の平成21年6月25日付け事務連絡「新型インフルエンザにかかる今後のサーベイランス体制について」（厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局。以下「6月25日事務連絡」という。）においてその具体的内容が示され、社会福祉施設等での新型インフルエンザの発生を早期に探知するとともに、ハイリスク者へ感染が伝搬することを防止するため、社会福祉施設等の施設長等による保健所への迅速な連絡及び協力が求められました。

つきましては、衛生主管部局等関係機関と連携を図り、下記の事項に留意のうえ、インフルエンザ様症状を有する者が発生した場合の保健所への連絡及び協力が行えるよう、管内社会福祉施設等及び市町村に対する周知徹底をお願いいたします。

なお、今後とも最新の状況等を勘案し、適宜情報提供していく予定です。

## 記

- 1 6月25日事務連絡の「社会福祉施設等」とは、別紙の範囲のとおりとすること。

また、児童関係施設等及び障害関係施設においては、別紙の施設と同様な業務を目的とする施設の施設長及び同様な福祉サービスを提供する事業の実施者についても、必要に応じ、衛生主管部局等関係機関と連携を図り、保健所への迅速な連絡及び協力についての周知を図ること。

- 2 社会福祉施設等におけるインフルエンザ様症状の者等の報告等については、当分の間、6月25日事務連絡の別紙3の「社会福祉施設等における新型インフルエンザ・クラスターサーベイランスの流れ」のフローチャートにより行うことし、平成17年2月22日付け通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名）の取扱いとはしないこと。

### 3 参考

- ・「基本的対処方針」  
([http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/newflu20090522\\_s\\_hinkihontaisho.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/newflu20090522_s_hinkihontaisho.pdf))
- ・「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」(改訂版)  
(<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/2009/06/0619-01.html>)
- ・「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」(改訂版)の概要  
([http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/newflu20090619\\_unyoushishingaiyou.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/newflu20090619_unyoushishingaiyou.pdf))
- ・平成21年6月25日付け事務連絡『「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」の改定について』（厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部）  
(<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/hourei/2009/06/info0625-02.html>)



## 別紙

### 対象となる社会福祉施設等

#### 【介護・老人福祉関係施設】

- 養護老人ホーム
- 特別養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 老人デイサービス事業を行う事業所、老人デイサービスセンター
- 通所リハビリテーション事業所
- 老人短期入所事業を行う事業所、老人短期入所施設
- 小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所
- 老人福祉センター
- 認知症グループホーム
- 生活支援ハウス
- 有料老人ホーム
- 介護老人保健施設

#### 【生活保護施設】

- 救護施設
- 更生施設
- 授産施設
- 宿所提供施設

#### 【ホームレス関係施設】

- ホームレス自立支援センター
- 緊急一時宿泊施設

#### 【その他施設】

- 社会事業授産施設
- 無料低額宿泊所
- 隣保館
- 生活館

### 【児童関係施設等】

- 助産施設
- 乳児院
- 母子生活支援施設
- 保育所
- 児童厚生施設
- 児童養護施設
- 情緒障害児短期治療施設
- 児童自立支援施設
- 児童家庭支援センター
- 児童相談所一時保護所
- 婦人保護施設
- 婦人相談所一時保護所
- 母子福祉センター
- 母子休養ホーム
- 次の事業の実施施設等
  - ・ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）
  - ・ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
  - ・ 地域子育て支援拠点事業
  - ・ 一時預かり事業
  - ・ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）
  - ・ 家庭的保育事業
  - ・ 妊産婦ケアセンター

### 【障害関係施設】

（障害者自立援法関係施設・事業所等）

- 障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度包括支援事業を除く。）を行う事業所
- 障害者支援施設
- 地域活動支援センター
- 福祉ホーム
- 地域生活支援事業を行う事業所（日中一時支援事業・盲人ホーム等障害者が通所する事業に限る。）
- 小規模作業所（地方公共団体より助成を受けているものに限る。）

(身体障害者福祉法関係施設)

- 身体障害者更生援護施設 (※)
  - ・身体障害者更生施設
  - ・身体障害者療護施設
  - ・身体障害者授産施設
- 身体障害者社会参加支援施設
  - ・身体障害者福祉センター
  - ・盲導犬訓練施設

(知的障害者福祉法関係施設)

- 知的障害者援護施設 (※)
  - ・知的障害者更生施設
  - ・知的障害者授産施設
  - ・知的障害者通勤寮

(精神保健福祉法関係施設)

- 精神障害者社会復帰施設 (※)
  - ・精神障害者生活訓練施設
  - ・精神障害者授産施設
  - ・精神障害者福祉工場

(知的障害児施設等)

- 知的障害児施設
- 知的障害児通園施設
- 盲ろうあ児施設
- 肢体不自由児施設
- 重症心身障害児施設
- 重症心身障害児（者）通園事業実施施設

(※)障害者自立支援法の規定によりなお従前の例により運営できるとされたものに限る。

事務連絡  
平成21年6月25日

各  
都道府県  
保健所設置市  
特別区

衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省  
新型インフルエンザ対策推進本部事務局

### 新型インフルエンザにかかる今後のサーベイランス体制について

新型インフルエンザについては、平成21年6月12日に世界保健機関（WHO）がフェーズ分類6を宣言し、国内においても秋冬に向けて、いつ全国的かつ大規模な患者の増加を見てもおかしくない状況となっています。

こうした背景に基づき、平成21年5月22日に厚生労働大臣が定めた「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」について、6月19日にその一部を改定したところであり、これらを踏まえ、別紙1のとおり、サーベイランスの着実な実施についてお願い申し上げます。

あわせて別紙2、別紙3、別紙4を作成しましたのでご活用いただくとともに、貴管内の各保健所、医療機関等への周知をお願い申し上げます。

なお、本事務連絡に記述する方式によるサーベイランスへと移行した時点で、新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「新型インフルエンザの早期探知等にかかるサーベイランスについて（依頼）」「インフルエンザウイルスにかかる病原体サーベイランスの強化と調査について（依頼）」（平成21年6月10日）は、廃止されることとなります。